

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則

(目的)

第1条 この商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第17条及び第88条の規定に基づき、当社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

(清算手数料)

第2条 清算参加者は、清算手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する清算手数料(月額)は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

(固定手数料)

第3条 清算参加者は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する固定手数料(月額)は、保有する商品取引清算資格の数にかかわらず5万円とする。

(建玉の移管に係る手数料)

第4条 商品取引債務引受業に関する業務方法書第66条第1項の規定により建玉の移管が行われた場合には、当該建玉の移管を受ける清算参加者(非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者。)は、建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

2 商品取引債務引受業に関する業務方法書第66条第5項の規定に基づき他社清算参加者が建玉の移管に係る当社の承認を得た場合(同条第1項の規定により建玉の移管が行われる場合を除く。)には、当該他社清算参加者は、当該建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

(大豆に係る検品手数料)

第5条 堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第8条第1項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第9条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、1受渡単位につき3,000円の検品手数料を当社に納入しなければならない。

(小豆に係る検品手数料及び検量手数料)

第6条 堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第17条第1項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第19条第1項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第21条第2項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。

(1) 検品手数料

兵庫県又は大阪市内(以下「市内」という。)に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合

1 受渡単位につき 800 円

兵庫県又は大阪市以外(以下「市外」という。)に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合

1 受渡単位につき 900 円

(2) 検量手数料

市内に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合

1 受渡単位につき 800 円

市外に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合

1 受渡単位につき 900 円

(銘柄管理手数料)

第7条 指定市場開設者は、銘柄管理手数料を、当社に納入しなければならない。

2 指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引について、月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数(限月取引及び限日取引のいずれの取引も設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額の合計額とする。

(新規商品取扱手数料)

第8条 指定市場開設者は、当該指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加その他の制度変更等のために当社が負担する一時費用相当額としての新規商品取扱手数料を、当社に納入しなければならない。ただし、当該制度変更等から1か年以内に同様の制度変更等が行われる場合における新規商品取扱手数料については、当社がその都度定める。

(手数料の納入時期等)

第9条 第2条から第7条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

2 前条に規定する新規商品取扱手数料の当社への納入の日は、当社がその都度定めるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

付 則

- 1 この規則は、令和2年7月27日から施行する。ただし、第8条第2項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他

やむを得ない事由により、この規則の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、債務の引受けの取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。

- 3 令和2年7月分の固定手数料は、第3条第2項の規定にかかわらず、8,064円(令和2年7月における商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下の場合には、0円)とする。
- 4 第3条第2項の規定は、令和2年8月分以降当分の間、別表に基づき算出される商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。
- 5 第3条第2項に定める固定手数料は、証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則第2条の2第2項第4号に定める固定手数料を納入する清算参加者においては0円とする。

付 則(令和2年11月10日)

この改正規定は、令和2年11月10日から施行する。

付 則(令和3年4月1日)

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年8月10日)

この改正規定は、株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に係る同社の定款変更の効力が発生する日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

付 則(令和4年4月4日)

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則(令和4年6月23日)

- 1 この改正規定は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 令和4年6月限の米穀の受渡しについては、なお従前の例による。

付 則(令和5年3月27日)

この改正規定は、令和5年3月27日から施行する。

付 則(令和5年11月23日)

- 1 この改正規定は、令和5年11月23日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の日前に行われた米穀の受渡決済については、改正前の第7条の規定は、この改正規定の施行後においても、なお効力を有する。

付 則(令和6年3月18日)

- 1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月18日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和6年8月13日)

- 1 この改正規定は、令和6年8月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年8月13日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和6年11月5日)

この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。

付 則(令和7年5月26日)

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和8年4月13日)

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和8年7月21日)

- 1 この改正規定は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年7月21日以後の当社が定める日から施行する。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号に掲げる現物先物取引	バージガソリン先物取引、バージ灯油先物取引、バージ軽油先物取引、中京ローリーガソリン先物取引、中京ローリー灯油先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 9円 (注3)
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1受渡単位につき 145円
	商品取引債務引受業に関する業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる商品市場の上場商品に係る取引(注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 9円 (注3)
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1受渡単位につき 101円
商品取引債務引受業に関する業	ベースロード電力先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき

務方法書第2条 第2号に掲げる 現金決済先物取 引			73 円 (注3)
	最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき	219 円
	日中ロード電力先物取引 (注1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1取引単位につき 24 円 (注3)
		最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 72 円
	週間ベースロード電力先物取 引 (注1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1取引単位につき 18 円 (注3)
		最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 54 円
	週間日中ロード電力先物取引 (注1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1取引単位につき 6 円 (注3)
		最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 18 円
	年度ベースロード電力先物取 引 (注1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1取引単位につき 876 円 (注3)
	年度日中ロード電力先物取引 (注1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1取引単位につき

『商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則』

		288 円 (注 3)
プラッツドバイ原油先物取引 (注 1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1 取引単位につき 9 円 (注 3)
	最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 83 円
LNG (プラッツ JKM) 先物取引 (注 1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1 取引単位につき 9 円 (注 3)
	最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 50 円
商品取引債務引受業に関する 業務方法書第 3 条第 5 号に掲 げる商品市場の上場商品に係 る取引のうち金限日先物取引 及び白金限日先物取引 (注 1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 0.9 円 (注 3)
商品取引債務引受業に関する 業務方法書第 3 条第 5 号に掲 げる商品市場の上場商品に係 る取引のうち銀限日先物取引 (注 1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 9 円 (注 3)
商品取引債務引受業に関する 業務方法書第 3 条第 5 号に掲 げる商品市場の上場商品に係 る取引のうち限月現金決済先 物取引 (注 1)	取引 数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 9 円 (注 3)
	最終 決済 に係 る数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 金 52 円 銀 51 円 白金 68 円

商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第3号に掲げる指数先物取引	商品取引債務引受業に関する業務方法書第3条第6号に掲げる商品市場の上場商品に係る取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、1取引単位につき 9円 (注3)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 39円

(注1) 用語の意義は指定市場開設者が定めるところによる。

(注2) 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては商品取引債務引受業に関する業務方法書第52条の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。

(注3) 総取引数量は、各月の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量とする。